

## 高等教育の修学支援新制度

### (日本学生支援機構 給付型奨学金) を申請されている方へ

日本学生支援機構 (JASSO) へ本制度を申請された学部生の方は、給付奨学金の採用決定後、支援区分に応じて授業料の一部減免を本学に申請することができます。

大学に支援区分決定結果が届き次第、対象者から順次減免処理を行い、再計算後の学費等相当金額の掲載準備が整いましたら、近大 UNIPA にてメール配信 (カテゴリ: 学費関連) いたします。

#### ● 認定されなかった場合

前期学費は全額納入が必要です。

納入期限 (5月14日 (木)) を1日でも過ぎた場合は、延滞手続 (延滞料 2,000 円) が必要となります。

#### ● 認定結果が未確定の場合

結果がご不明な場合は、納入期限の延納手続を推奨いたします。

受付期間内に必ずお手続きください。

#### ● 「家計急変」並びに「新規」申請の方へ

前期期間 (4月~9月) の支援区分が未決定の方を含め、納入期限 (5月14日 (木)) までに減免額が WEB サイトへ反映されない場合があります。

その場合は、

① 延納手続により納入期限を延長する

または

② 前期学費を全額納入する

いずれかのご対応をお願いいたします。

なお、前期学費等を全額納入後に認定された場合は、支援区分に基づく減免額を後日返金いたします。